

新型コロナウイルス感染症に係る伊丹市対応方針

令和2年4月7日、政府により新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、特措法の規定及び伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、任意設置の伊丹市新型コロナウイルス感染症対策本部を、特措法第34条及び伊丹市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、本部会議へ移行した。また、令和2年4月16日には、兵庫県は特定警戒都道府県として指定され、令和2年5月21日、兵庫県は緊急事態措置実施区域としては除外され、任意設置の本部に移行した。

また、令和3年1月7日に緊急事態宣言が再発令され、令和2年1月13日には特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域に兵庫県が指定され、令和3年2月28日、兵庫県は緊急事態措置実施区域としては除外された。

兵庫県は、特措法第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置実施区域に指定され、令和3年4月22日より本市も特措法第31条の6第1項に基づく措置の対象となったが、感染拡大が収まらず、令和3年4月23日に3度目の緊急事態宣言が発令され、令和3年4月25日から特措法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされたことから、以下の措置を実施する。

I 期間

- | | |
|--|-----------------------------|
| ・緊急事態措置実施期間 | 令和2年4月 7日～令和2年5月21日 |
| ・対応方針実施期間 | 令和2年5月22日～令和3年1月13日 |
| ・緊急事態措置実施期間(2度目) | 令和3年1月14日～令和3年2月28日 |
| ・対応方針実施期間 | 令和3年3月 1日～令和3年4月 4日 |
| ・まん延防止等重点措置実施期間
(特措法第31条の6第1項の措置対象) | 令和3年4月 5日～令和3年4月24日 |
| ・緊急事態措置実施期間(3度目) | 令和3年4月25日～令和3年 <u>6月20日</u> |

II 実施内容

1 ワクチン接種の推進

- ・令和3年2月1日に新型コロナワクチン接種推進班を設置し、体制の強化を図る。また、国の方針に速やかに対応し、接種会場の調整及び準備や相談・予約体制の整備を進める。
- ・令和3年2月15日に伊丹市新型コロナワクチンコールセンターを設置し、市民からの接種相談に対応する。
- ・ワクチン供給量が限られていることや、クラスター防止等の観点から、令和3年

4月12日から高齢者施設に入所している高齢者から接種を開始する。

- ・ 令和3年4月23日ごろまでに高齢者への接種券を送付し、高齢者より順次接種を開始するとともに、一般の方への接種についても国の方針に従い対応する。
- ・ 75歳以上の高齢者を対象に5月6日から接種予約受付を開始、令和3年5月10日から集団接種会場での接種を開始する。
- ・ 65歳以上～74歳までの高齢者は5月中旬以降に接種予約を開始する。
- ・ 令和3年5月25日から、順次個別接種医療機関での接種を開始する。
- ・ 64歳以下の方については、6月から順次接種券を発送する。

※年齢は令和4年3月31日時点での満年齢に基づく。

2 教育施設

(1) 教育活動

- ・ 幼稚園、認定こども園（1号）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校は、兵庫県が緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえ、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。
- ・ その他別に定める教育委員会の方針に従い実施する。

(2) 部活動

(5月12日～6月20日)

- ・ 平日（4日）は、十分な感染防止対策を実施したうえで、校内（活動拠点が無い場合は当該施設を含む。）のみ活動を実施する。なお、練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。活動は2時間以内とする。
- ・ 土日は、原則休止とする。（高体連・中体連等が主催する大会参加、それに伴う練習：現行通り）
- ・ その他別に定める教育委員会の方針に従い実施する。

3 市バス

令和2年5月11日より当面の間、「臨時特別ダイヤ」として一部の路線を減便して運行する。

4 その他公共施設

兵庫県新型コロナウイルス感染症に係る対処方針及び施設の制限に係る要請等に基づき、集会・展示施設等の市公共施設は、原則20時までの営業時間に短縮し、その他は施設の区分に応じた営業するとともに、新たな生活様式を基本としつつ、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、施設管理者が必要な定員や入場の制限等の利用制限の措置及び兵庫県新型コロナ追跡システム等を活用した上で運営する。

5 イベント開催

- ① 市主催イベントは、原則、中止又は延期とする。
- ② 民間主催イベントについても、県対処方針に基づき要請する。

<開催の目安（5月12日～6月20日）>

- ・ 人数上限5,000人以下、かつ収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保すること。
- ・ 21時までの営業時間短縮を要請する。
- ・ 全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との距離（1m）を確保することとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断することを要請する。
- ・ イベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染拡大防止対策等について、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局へ事前相談をすること。

6 外出自粛等の要請

市民へ感染拡大防止のため、次のとおり要請する。

[特措法第45条第1項]

- ・ 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動することを要請
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えることを要請
- ・ 酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請
- ・ 特に、緊急事態措置区域10都道府県など県境を超えた感染拡大地域への往来自粛
 - ・ 大人数や長時間におよぶ会食を自粛すること
 - ・ 会食など感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触を避けるなど、家庭内においても「人にうつさない行動」をとること
 - ・ 歓送迎会、自宅などでの大人数・長時間の飲食は自粛すること
 - ・ 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること
 - ① 飲酒を伴う懇親会等
 - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③ マスクなしでの会話
 - ④ 狭い空間での共同生活
 - ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等
- ・ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること
- ・ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること

- ・ 大声での会話、回し飲みを避けること
- ・ 発熱等の症状がある場合は、外出を控えること
- ・ 「新しい生活様式」の徹底
特に、近距離の会話、移動中の公共交通機関でマスクの着用を徹底すること

(家庭での感染防止対策)

- ・ リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対象の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をすること
- ・ 帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をすること
- ・ 毎日の検温など家族の健康管理、発熱など症状がある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をすること

7 飲食店等へ感染対策の徹底を要請

県と連携して、飲食店等への休業要請・時短要請（特措法第45条第2項）

- ・ 酒類の提供又はカラオケ設備の利用の禁止。応じない飲食店等への休業要請
- ・ 酒類又はカラオケ設備を提供しない飲食店等への時短協力（5時～20時）
- ・ 飲食店等への酒類の持ち込み禁止の要請

8 風評被害対策等

以下のとおり市民へ周知を図る。

- ・ 感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどにより惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようにすること。
- ・ 医療機関、スーパー、金融機関など生活に必要な施設等は営業を継続することから、食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないように冷静に対応すること。

9 市としての対応等

兵庫県の在宅勤務等の活用による出勤者7割減の要請に対応して、次の対応を講じる。

- ・ テレワークの拡充実施
- ・ 時差出勤の拡充実施
- ・ 超勤業務の抑制

10 生活や雇用の維持と事業の継続支援

① 特別定額給付金（10万円）の給付 令和2年5月1日申請受付、令和2年5月7日給付開始

特別定額給付金事業推進班（072-764-7786）を設置

② 子育て世帯への臨時特別給付金（1対象児童に1万円の上乗せ）の給付

- ③ 個人事業主等への店舗等賃料補助事業 令和2年5月1日申請受付
 - ・売上額が20%以上減少している個人事業主に対し、上限10万円（1ヵ月分）
 - ・売上額が50%以上減少している小規模法人に対し、上限10万円（1ヵ月分）
- ④ 休業要請事業者経営継続支援事業
 - ・国の持続化給付金に加え経営継続資金を支給
- ⑤ デリバリー支援事業
 - ・市内全域を対象にした新たな宅配代行業業を支援
- ⑥ テイクアウト・デリバリー利用促進キャンペーン事業
 - ・広報伊丹（令和2年6月1日号）で、キャンペーンに参加している飲食店で利用できるクーポン（100円×5枚）を配布
- ⑦ 水道料金・下水道使用料の減免
 - すべての利用者を対象に、水道料金の基本料金と下水道使用料の基本料金を、2期分（4か月間）全額を減免
- ⑧ 学校給食の負担対応
 - 臨時休業中に給食が実施されないことによる経済的負担を軽減するため、就学援助対象者（準要保護児童生徒の保護者）に給食費相当額を支給
- ⑨ 児童扶養手当受給者に対する支援給付金
 - ひとり親世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童扶養手当の受給者に対し、5万円の支援給付金を支給（令和2年6月18日支給）
- ⑩ 商店街等お買物券・ポイントシール事業及び販売促進キャンペーン事業
- ⑪ 避難所感染拡大防止対策事業
- ⑫ ICT環境整備事業（タブレット端末整備・家庭学習支援）
- ⑬ ひとり親世帯臨時特例給付金事業
- ⑭ 児童福祉施設等における感染防止対策事業
- ⑮ キャッシュレス決済ポイント還元事業
- ⑯ 日本遺産認定記念「Go To 伊丹キャンペーン」事業
- ⑰ 新生児特別支援給付金事業（対象者1人につき5万円）
- ⑱ 避難所における生活環境改善事業
- ⑲ 医療機関等における感染症対策事業
- ⑳ 感染症対応従事者慰労金支給事業
- ㉑ バス事業者における感染症対策補助事業
- ㉒ 高齢者のインフルエンザ予防接種費用の無償化
- ㉓ 救急隊員等感染防止資機材の整備
- ㉔ コロナ対応資機材の購入（サーモ式体温計の購入）
- ㉕ ひとり親世帯臨時特別給付金事業（令和2年12月22日支給）
- ㉖ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業（第1期分）
- ㉗ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業（第2期分）
- ㉘ 住居確保給付金事業
- ㉙ ひとり親世帯臨時特別給付金事業
- ㉚ 新型コロナウイルスワクチン接種事業

- ③① 学校教育活動継続支援事業
- ③② 子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）
- ③② 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業（第3期分）
- ③③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業（第3期追加分）
- ③④ 子育て世帯生活支援特別給付金事業（その他世帯分）

〔改正年月日〕

(令和2年 4月14日改定)
(令和2年 4月28日改定)
(令和2年 5月 5日改定)
(令和2年 5月15日改定)
(令和2年 5月22日改定)
(令和2年 5月26日改定)
(令和2年 6月18日改定)
(令和2年 7月10日改定)
(令和2年 7月17日改定)
(令和2年 7月24日改定)
(令和2年 7月29日改定)
(令和2年 8月 1日改定)
(令和2年 8月28日改定)
(令和2年 9月17日改定)
(令和2年11月18日改定)
(令和2年11月24日改定)
(令和2年12月10日改定)
(令和2年12月24日改定)
(令和3年 1月13日改定)
(令和3年 2月 3日改定)
(令和3年 2月26日改定)
(令和3年 3月 5日改定)
(令和3年 3月18日改定)
(令和3年 3月29日改定)
(令和3年 4月 2日改定)
(令和3年 4月12日改定)
(令和3年 4月23日改定)
(令和3年 4月28日改定)
(令和3年 5月10日改定)